

議案第 27 号

かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 6 月 2 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例

かすみがうら市介護保険条例（平成 18 年かすみがうら市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「令和元年度から令和 2 年度までの各年度」を「令和 2 年度」に、「23,850 円」を「19,080 円」に改め、同条第 3 項中「令和元年度から令和 2 年度までの各年度」を「令和 2 年度」に、「23,850 円」を「19,080 円」に、「39,750 円」を「31,800 円」に改め、同条第 4 項中「令和元年度から令和 2 年度までの各年度」を「令和 2 年度」に、「23,850 円」を「19,080 円」に、「46,110 円」を「44,520 円」に改める。

第 13 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、申請書を期限までに提出できなかったやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後のかすみがうら市介護保険条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和2年4月1日から適用する。ただし、第13条第2項ただし書については、令和2年2月1日から適用する。

(適用区分)

- 2 新条例第4条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。